

令和 6 年 3 月 31 日

一宮市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

一宮市長 中 野 正 康

令和6年3月31日

一宮市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市条例第21号

一宮市市税条例等の一部を改正する条例

(一宮市市税条例の一部改正)

第1条 一宮市市税条例(平成17年一宮市条例第38号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
付 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～6 略	付 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～6 略
7 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	7 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
8 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	8 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
9 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	9 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
10 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	10 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
11 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	11 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
12 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	12 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
13 法附則第15条第32項の条例で定める割合は、2分の1とする。	
14 法附則第15条第33項の条例で定める割合は、3分の2とする。	13 法附則第15条第32項の条例で定める割合は、3分の2とする。
15 法附則第15条第38項の条例で定める割	14 法附則第15条第37項の条例で定める割

<p>合は、3分の2とする。</p> <p><u>16</u> 法附則第15条第42項の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p><u>17</u> 法附則第15条第43項の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p><u>18・19</u> 略</p> <p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</u></p>	<p>合は、3分の2とする。</p> <p><u>15</u> 法附則第15条第41項の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p><u>16</u> 法附則第15条第42項の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p><u>17・18</u> 略</p> <p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</u></p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市都市計画税条例の一部改正)

第2条 一宮市都市計画税条例(平成17年一宮市条例第39号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>付 則</p> <p>(<u>法附則第15条第32項の条例で定める割合</u>)</p> <p><u>第2条</u> 法附則第15条第32項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第33項の条例で定める割合</u>)</p> <p><u>第3条</u> 法附則第15条第33項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第38項の条例で定める割合</u>)</p> <p><u>第4条</u> 法附則第15条第38項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第43項の条例で定める割合</u>)</p> <p><u>第4条の2</u> 法附則第15条第43項の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p>付 則</p> <p>(<u>法附則第15条第32項の条例で定める割合</u>)</p> <p><u>第2条</u> 法附則第15条第32項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第37項の条例で定める割合</u>)</p> <p><u>第3条</u> 法附則第15条第37項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第42項の条例で定める割合</u>)</p> <p><u>第4条</u> 法附則第15条第42項の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>

<p>第18条 <u>地方税法等の一部を改正する法律</u> (令和3年法律第7号)附則第14条第1項の規定に基づき、<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税</u>については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。</p>	<p>第18条 <u>地方税法等の一部を改正する法律</u> (令和6年法律第4号)附則第21条第1項の規定に基づき、<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税</u>については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市国民健康保険税条例の一部改正)

第3条 一宮市国民健康保険税条例(昭和60年一宮市条例第12号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(課税額) 第2条 略 2 略 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>220,000円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>220,000円</u>とする。 4 略 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>220,000円</u>を超える場合には、<u>220,000円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。 (1) 略</p>	<p>(課税額) 第2条 略 2 略 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>240,000円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>240,000円</u>とする。 4 略 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>240,000円</u>を超える場合には、<u>240,000円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。 (1) 略</p>

<p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>290,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>535,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>295,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>545,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>2・3 略</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の一宮市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、第2条の規定による改正後の一宮市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第4条 第3条の規定による改正後の一宮市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。